○○**合同会社 定款**

第１章 総　則

（商号）

第１条　当会社は，○○合同会社と称する。

（目的）

第２条　当会社は，次の事業を営むことを目的とする。

１　飲食店の経営

２　雑貨の売買

３　前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は，本店を兵庫県神戸市に置く。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告は，官報に掲載してする。

（社員の氏名，住所，出資及び責任）

第５条　社員の氏名及び住所，出資の価額並びに責任は次のとおりである。

　　１．金３００万円　兵庫県神戸市中央区下山手通７丁目８番９号  
 　　　　　有限責任社員　田中一郎

　　２．金２００万円　兵庫県神戸市中央区下山手通７丁目８番９号

　　　　　有限責任社員　田中花子

（持分の譲渡）

第６条　社員は，他の社員の全員の承諾がなければ，その持分の全部又は一部を他人に譲渡することができない。

２　会社法第５８５条第２項及び第３項は，適用しない。

（社員の相続及び合併）

第７条　社員が死亡し又は合併により消滅した場合には，その相続人その他の一般承継人は，他の社員の承諾を得て，持分を承継して社員となることができる。

（業務執行社員）

第８条　社員田中一郎及び田中花子は，業務執行社員とし，当会社の業務を執行するものとする。

　（代表社員）

第９条　代表社員は業務執行社員の互選をもって，これを定める。

（報酬）

第10条　業務執行社員の報酬は，社員の過半数の決議をもって定める。

（支配人の選任及び解任）

第11条　当会社の支配人の選任及び解任は，業務執行社員の過半数をもって決定する。

　 （事業年度）

第12条　当会社の事業年度は，毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（計算書類の承認）

第13条　業務執行社員は，各事業年度終了日から３か月以内に計算書類を作成し，総社員の承認を求めなければならない。

　以上，○○合同会社の設立のため，この定款を作成し，社員が次に記名押印する。

令和元年６月１日

有限責任社員　　田中一郎 ㊞

有限責任社員　　田中花子 ㊞